

令和3年12月24日（金）  
福島県報号外第83号別冊

知事許可漁業の制限措置及び  
許可又は起業の認可を申請すべき期間について

福島県



## 第1 小型機船底びき網漁業

### 1 制限措置

#### (1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1 隻

#### (3) 船舶の総トン数

総トン数5トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

#### (4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

#### (5) 操業区域

第19号共同漁業権漁場

#### (6) 漁業時期

毎年6月1日から翌年1月31日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月4日から同年2月3日まで

### 3 許可の有効期間

許可の日から令和5年7月31日まで

## 第2 機船船びき網漁業

### 1 制限措置

#### (1) 漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1 隻

#### (3) 船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

#### (4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

#### (5) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を

準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
請戸	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点の正東の線以北の福島県海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(6) 漁業時期

周年

(7) 漁業を営む者の資格

共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月4日から同年2月3日まで

3 許可の有効期間

許可の日から令和5年7月31日まで

### 第3 機船船びき網漁業

#### 1 制限措置

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
請戸	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点の正東の線以北の福島県海面及び宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海域のうち福島県の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(6) 漁業時期

毎年2月1日から7月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月4日から同年2月3日まで

3 許可の有効期間

許可の日から令和5年7月31日まで

#### 第4 機船船びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

福島県海面

ただし、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (6) 漁業時期  
毎年11月1日から翌年6月30日まで
- (7) 漁業を営む者の資格  
共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年1月4日から同年2月3日まで
- 3 許可の有効期間  
許可の日から令和5年7月31日まで

## 第5 刺し網漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
刺し網（流し網）漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
1隻
- (3) 船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (4) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下

### (5) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
請戸	双葉郡広野町といわき市との境界点の正東の線以北の福島県海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (6) 漁業時期  
周年
- (7) 漁業を営む者の資格  
共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年1月4日から同年2月3日まで
- 3 許可の有効期間  
許可の日から令和5年7月31日まで

## 第6 かが漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
かが漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
1隻
- (3) 船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (4) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (5) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
請戸	第17号、第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (6) 漁業時期  
毎年9月1日から翌年6月30日まで
- (7) 漁業を営む者の資格  
共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年1月4日から同年2月3日まで
- 3 許可の有効期間  
許可の日から令和5年7月31日まで

## 第7 かご漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
かご漁業（はもかご漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
2隻
- (3) 船舶の総トン数  
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (4) 推進機関の馬力数  
申請のあった推進機関の馬力数以下

### (5) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点の正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (6) 漁業時期  
毎年3月1日から11月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年1月4日から同年2月3日まで
- 3 許可の有効期間  
許可の日から令和5年7月31日まで

第8 固定式刺し網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

固定式刺し網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数  
2隻

(3) 船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
請戸	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面

(6) 漁業時期

毎年9月1日から翌年7月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧する漁船を使用する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年1月4日から同年2月3日まで
- 3 許可の有効期間  
許可の日から令和5年7月31日まで